

軽自動車税の納付と税率変更のお知らせ



●軽自動車税の納付は5月31日(火)までにお願いします！

村では、平成28年度「軽自動車税納税通知書」を5月初旬ごろに郵送します。内容を確認の上、5月31日(火)までに指定の場所で納付してください。口座振替の場合は5月31日(火)に指定の口座から引き落としとなりますので、残高の確認をお願いします。

なお、納税通知書が届いていない方や紛失した方、平成28年4月1日以前に廃車済みの軽自動車の納税通知書が届いた方は、お問い合わせください。

コンビニ、郵便局・ゆうちょ銀行でも納付できます

金融機関のほか、コンビニエンスストア、郵便局・ゆうちょ銀行(関東各都県と山梨県に限る)でも納付することができます。注意事項や納付場所等については、納付書の裏面をご確認ください。

障がいのある方は減免になる場合があります

身体または精神に障がいがあり、歩行が困難な方が利用する軽自動車等の軽自動車税は、税務課(役場行政棟1階)へ申請することで、減免される場合があります(毎年、要申請)。なお、減免申請の結果については、審査後に通知します。

■申請期間 5月31日(火)まで(土・日曜日、祝日を除く)

■対象となる軽自動車 障がい者本人または障がい者と生計を一にする方が所有し、障がい者本人または障がい者と生計を一にする方、あるいは障がい者を介護する方が運転する軽自動車等 ※障がい者1人に付き、普通自動車・軽自動車・バイクなどを含め1台に限ります。

■必要書類等 ▽軽自動車税納税通知書 ▽障害者手帳 ▽印鑑 ▽運転する方の運転免許証 ▽納税義務者のマイナンバー(個人番号)※詳細は納税通知書同封のチラシをご覧ください。

●平成28年度から軽自動車税の税率が変わります

平成28年度から右表のとおり、税率が変更されることとなりました。

軽自動車(三輪・四輪)については、「自動車検査証」の初度検査年月日によって税額が異なりますので、お手持ちの「自動車検査証」をご確認ください。また、毎年4月1日現在で、初度検査年月日から13年を経過した環境負荷の大きい車両については、税額が通常より重くなる重課税率が適用されます(電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車を除く)。

なお、軽自動車(三輪・四輪)で、排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについては、グリーン化特例(軽課)を適用します。詳細は、納税通知書同封のチラシをご覧ください。

【原動機付自転車・小型特殊自動車・オートバイをお持ちの方】

車種		改正前 (平成27年度まで)	改正後 (平成28年度から)
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他(フォークリフトなど)	4,700円	5,900円
軽二輪250cc以下		2,400円	3,600円
小型二輪250cc超		4,000円	6,000円

【軽自動車(三輪・四輪)をお持ちの方】

車種	平成28年度から				
	旧税率	新税率	重課税率		
	初度検査年月日が平成27年3月31日までの車両	初度検査年月日が平成27年4月1日以降の車両	初度検査年月日から13年を経過した車両		
三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

【問い合わせ】税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117~1119)